

議案第60号

天理市国民健康保険条例の一部改正について

天理市国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

平成23年12月8日提出

天理市長 南 佳 策

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例

第1条 天理市国民健康保険条例（昭和34年3月天理市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第12条中「、資産割額」を削る。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条第1項第1号中「100分の40」を「100分の50」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とする。

第15条の2中「、資産割額」を削る。

第15条の4を次のように改める。

第15条の4 削除

第15条の5の2第1号中「第15条第1項第4号ア」を「第15条第1項第3号ア」に改め、同条第2号中「第15条第1項第4号イ」を「第15条第1項第3号イ」に改める。

第15条の6中「47万円」を「50万円」に改める。

第15条の6の10中「12万円」を「13万円」に改める。

第15条の12中「9万円」を「10万円」に改める。

第17条の2第1項中「第15条第1項に規定する賦課標準額」を「基礎控除後の総所得金額等」に改め、同項ただし書を削る。

第19条第1項中「47万円」を「50万円」に改め、同条第3項中「47万円」を「50万円」に、「12万円」を「13万円」に改め、同条第4項中「47万円」を「50万円」に、「9万円」を「10万円」に改める。

第2条 天理市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第15条の6中「50万円」を「51万円」に改める。

第15条の6の10中「13万円」を「14万円」に改める。

第15条の12中「10万円」を「12万円」に改める。

第19条第1項中「50万円」を「51万円」に改め、同条第3項中「50万円」を「51万円」に、「13万円」を「14万円」に改め、同条第4項中「50万円」を「51万円」に、「10万円」を「12万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の天理市国民健康保険条例の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の天理市国民健康保険条例の規定は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。